

國學院大學學術情報リポジトリ

『労働に関する国際判例と比較法』

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 国学院大学法学会 公開日: 2024-06-04 キーワード (Ja): エドゥアール・ランベール キーワード (En): 作成者: ランベール, エドゥアール, 姫野, 学郎 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/0002000467

『労働に関する国際判例と比較法』⁽¹⁾

エドゥアール・ランベール

(姫野学郎 訳)

ここにみられるのは、1927年3月に喜ばしくもブリュッセル自由大学でおこなうことができた教育上の——分析というよりは——プログラムである。リヨン大学は、1926年3月の盛大授与の月間において、ブリュッセル自由大学のあまねく賞賛されている2人の師に対して名誉博士号を授与した。すなわち、Maurice Ansiaux氏とGeorges Cornil氏である。そして、この授与式が挙行されたのは、フランスとベルギーの科学的連帯の表現としてであった。私は、著しく要約的な下絵を素描しよう。なぜなら、これらの講義は、*Bibliothèque de l'Institut de droit comparé de Lyon*の諸巻のなかに組み込んで刊行されるはずだからである。この書物のなかで、折悪しく口頭の説明にとどまった技術的詳細を述べることができるように思われる。

これらの講義の目的は、労働に関する国際法の研究が、比較法の他の領域を開拓しようと努めている法学者らに対してもたらず指針と励ましとを強調することにある。ここにこそ、国際労働局の定期刊行物 *Recueil international de la jurisprudence du travail* (以下 RIJT と略称)⁽²⁾ の第1巻をじっくり

(1) 書誌は以下のとおりである。Edouard Lambert, *La jurisprudence internationale du Travail et le Droit comparé*, Revue de l'Université de Bruxelles : Organe officiel de l'Union des Anciens Etudiants de l'Université libre de Bruxelles, 32ème Année, 1926-1927, pp. 455-477. なお、以下では、訳者による脚注等は本文中に出る場合も脚注に移される場合も、ともに「かぎかっこ」で括った。傍点[・]は本文ではイタリックである。

(2) [RIJT にはリヨンの比較法研究所は第1巻以来翻訳等を通じて関与している。Lambert, Conférence de M. Le. Prof. Ed. Lambert, Revue Al Qanoun Wal Iqtisad 7, at 181

読むことによって示唆を受けたある主題がある。

この Recueil の任務は2つである。[第1に] 労働法の領域において前年度にイギリス、ドイツ、フランス、イタリアの判例によって与えられた所産の本質部分と真の国際的関心の綿密な検討を提供すること、[第2に] 可能な限り広範に、国際的科学的連絡のための3つの主要言語、すなわちフランス語、英語、ドイツ語で同時に出版することによって、この判例文献を周知させること、である。私の材料の大部分は、1925年度の判例の検討に捧げられた第1巻から抽出された。この判例はすでに国際労働局の新しい企てを垣間見せ、大変効率的に比較法学がその野心を実現するのを助けてくれるだろう。

だとすれば、比較法の野心とはなんだろうか。それは、国際化を受け入れ可能な諸国法の諸要素を解釈によって引き出し、展開させることである。それは、諸国の法学説に対し、平準化と調和化の体系的作業を施し、これを法の進歩というはるかに要求の多い理想の追求のなかに結びつけることである。比較法は、私の理解によれば、地域的判例の摩擦と相互浸透のなかから徐々に豊かになっていく、法的ルールと概念の国際的核心を導き出そうとする。私はこれにどういうラベルを貼るかにやや苦勞する。なぜならこれにふさわしい「国際私法」というラベルは他の分野、すなわち法律の抵触に関する理論を指し示すのに用いられているからである。私はまず、これを「立法共通法 *droit commun législatif*」と呼んだ。大変まずく選ばれた呼称であった。なぜなら、この共通法は、裁判所の判例の作業、行政実務、コルポラティブな慣行によっても、立法活動によっても、展開するからである。私はもっと後で、「ヨーロッパ法」、ついで「ヨーロッパ=アメリカ法」という呼称で代用してみた。これらはよりよく役立ったわけではなかった。なぜなら、くだんの法的所産は、こんにち、世界の、ヨーロッパやアメリカ以外の地域

(1937)。RIJT の第1巻 (1925年分、1926年刊) 序文によると、リヨン大学所属の協力者は、Lambert のほか、Paul Pic, Paul Roubier, A. Favre, Henri Marquis である。RIJT p. VIII.]

において普及する傾向にあるからである。そして、「国際連盟共通法」という呼称を思いつき、これについて私は最近試論⁽³⁾を企て、やはりそのあいまいさゆえに批判を受ける余地があることが分かった。したがって、私は結局、こう述べよう。すなわち、比較法の任務は、諸国民の法の接近から、諸国民の自然的な社会の全体のなかに潜在的状態にある共通の法学のもろもろの要素を引き出すことである。この社会全体は、現在その文明の類似性とその経済生活の相互依存が結び付けている、と。

私は、以下を隠すつもりはない。すなわち、比較法の役割に関する以上の観念が厳しい批判を引き起こしてきたし、いまなお引き起こしている、ということである。たとえば、Edmond Picard のような人びとは諸人種と諸国民の法に取り組み、比較法に関する以上の観念は、これらの人種と国民のオリジナリティを損なう、と批判してきた。しかし、[第 1 次] 大戦の長い 4 年間の恐怖によって、われわれは国民的法的慣行の多様性の魅力よりもむしろ、法に関する国民的ヴィジョンのなかにある、あまりに際立った対立の危険に対してより敏感になった。法に関する地獄的画趣と色彩とは、比較判例の調和に向けた行動が侵すことを知らない、かつ法的地域主義のもっともたしかな待避所にとどまりつづける、法のもろもろの章のなかで、相変わらず十分に維持されることだろう。すなわち、家族、相続、不動産法 [がそれである]。国際取引が必要とするのは、画趣ではなく安全である。そして、法律家が与えるもっとも尊重される寄与は、比較法の活動の標準的領域をなす、法の諸領域において、以下の科学の国際化をできるかぎり最大限に実現することである。すなわち、商法、債務法、労働法、産業法、より一般的な仕方ではいかえれば取引法 [がそれである]。

他方、Adhemar Esmein のように、私が先ほど定義したような比較法に対して、こう非難する人々もいる。すなわちキメラ的理想を追求し、大変長

(3) [Lambert, L'enseignement du droit comparé : sa coopération au rapprochement entre la jurisprudence française et la jurisprudence anglo-américaine 94-6 (1919) かと思われる。]

い間完全な国民的孤立のなかに生きてきたもろもろの判例に国際的精神を注ぎ込もうとした、と。彼らの非難にはまったく根拠がないとはいえない。何世紀にもわたって、ヨーロッパ共同体、ついでヨーロッパ＝アメリカ共同体のなかに法文化の2つの対立するシステム——すなわちラテン文化または $\grave{\text{S}}\grave{\text{e}}\text{v}\grave{\text{e}}\text{r}\grave{\text{e}}\text{l}\grave{\text{e}}\text{r}\grave{\text{o}}\text{}$ とイギリス文化または $\text{C}\grave{\text{o}}\text{m}\grave{\text{o}}\text{n}\grave{\text{e}}\text{r}\grave{\text{o}}\text{}$ ——の並行する展開が一種の万里の長城——一方ではアングロ・サクソン判例、他方ではラテンおよびゲルマン判例のあいだにある [長城]——を作り出し、経済的必要性の圧力はこの長城にあまりに少数の小さないくつかの割れ目しか穿っていない。もし比較法が [これらの割れ目を] 増やすことができないならば、比較法は法生活の進行に影響を及ぼすことができない、自然法という空虚な格言にしかたどり着かない、という危険を冒すことになる。それゆえに、自らが継承した諸学——すなわち中世ローマ法および古フランスの共通慣習法——と同様に、単にさまざまな立法にばかりではなく、比較の領域内に復帰しつつあるさまざまな判例にも働きかけるための設備を整えられているときにしか、効率的にふるまうことができない。

さしあたり、これらの2つの活動機関＝器官 *organe d'action* を比較法はもっているだろうか。これらなしには、比較法は、思弁の領域を脱し、実定法のもろもろの駆動力のあいだに位置を占めることはできないだろう。現在もっとも適切に設備を備え、その主要な実験場と思われる比較法の一部門に関するかぎり、まちがいない。すなわち、労働に関する国際法 [以下「国際労働法」と訳出] [がそれである]。ヴェルサイユ条約はその第13編で労働者の法律による保護の国際的プログラムを素描しつつ、その展開を労働総会 *la Conférence générale du travail* [ILO 総会] と国際労働局に託しつつ、すでに国際労働法に対して立法措置の効率的用具を与えている。[この] 用具は、おそらくさまざまな各国の立法機関による統一法律の採用という迂回路を通過してしか労働法律の統一に導くことはなく、この迂回路は国際立法という直接的回路が与えるほど確実かつ迅速な帰結をもたらすことができず、とはいえ、これによって国際的設備の第一の貴重な中核が構成されないわけで

はないのである [いやむしろ、構成されるのである]。

国際労働局は以下のようにして判例活動の無視できない用具によってこの中核を二重のものにした。すなわち、[一方] 毎年、各国の判検事と法学者に対し、労働に関する外国の、300ページを越えない一巻本に濃縮された、主要判例の運動全体の眺望を与えることによって。[他方] この情報をそれぞれの言語で——したがってより同化の容易な形式のもとで——フランス語、英語、またはドイツ語が支配的な地域の出身の読者に対して与えるように命じることによって、である。しばしば解きたい、判決の公表に関する——イギリス以外における——経験主義と調整不足によって引き起こされた、困難と闘うように訓練された比較判例の専門家だけが、国際労働局の最近のイニシアティブによって、労働法の学説の国際化へと開かれた、もろもろの視座の重要性を認識することができる。

比較法は、それゆえに国際労働法を開拓するためにすでに大変有用な設備を備えている。そしてこのことだけで [もう]、遅かれ早かれ、比較法が経済取引の法的規律の総体におけるインパクトを思い知らせることを保証するのに十分である。なぜなら、国際労働法は、けっして比較法のすきのない閉じた部門ではないからである。そのフロンティアは日々新しい社会諸集団の圧力のもとに少しだけより広がりつつある。この集団はばらばらの仕方実践される個人権 *droit individuel* 行使の無力を感じつつ、これを調整され調和された行使によって置き換え、個人法を集団法 *droit collectif* の規範のもとに服させることを甘受する。RIJT の第 1 巻を産業立法の初期のもろもろの研究と、いいかえればすでに踏破された地平と比較しつつ跡づけること、かつ労働法の拡大の方向へと歩みつつけるものを提示すること、ができる。

国際労働法は、製造業、採掘業、交通産業の領域に自ら働きかけた。国際労働法は、そのことによって、ごく自然な筋道に沿って商業のなかに、ややかろうじて農業のなかに、注ぎ込んだ。ついで知的労働者が加わり、音楽家、聖歌隊員、舞踏家、コメディアン、芸能産業に結びついた技術者ら、工場労働者との連絡要員のあとに続いた。そして、われわれはこんにち、ILO

のなかで雇用主や労働者のほかに代表の地位を獲得しようとする——これまでそれほど実を結んでいない——知的労働者国際連合 *Confédération internationale des travailleurs intellectuels* の努力に立ち会っている。

公役務にかかわる労働者らに後続しつつ、労働法への漸次的服属のもとに公務員らを押しやる運動は、RIJT 第1巻の記録のなかに、イングランドの一判決とフランスのいくつかの判決によって明らかである。これらの判決は、公行政のもろもろの利益を擁護しようとする同じ関心によって靈感を受けつつ、一方はこの運動の歩みを加速し、他方はこれにブレーキをかける傾向にある。

イギリスの判決 (RIJT p. 112-114) は「Poplar 事件」⁽⁴⁾ という名で知られ、この国の政治サークルにおける熱烈な議論をかき立てた。Poplar はロンドン都市圏の一地区である。その地区参事会は1920年に、——戦後に多くの公行政に対して突きつけられた——高物価によって生じた諸条件に公務員の処遇を適合させる、という問題に直面した。会計検査を担当した会計検査官は議会はあまりに広範な権限をもっている、と判断し、通常の上昇の限度を越える額を参事官の管轄に移すように主張した。ここから訴訟は上訴を経て貴族院にまでたどり着いた。貴族院は会計検査官の勝訴判決を全員一致でつぎのように述べて言い渡した。すなわち、地方行政区の被用者の報酬は、賃金を定める経済的法律に服せしめられること、この額を定めるために求められる金額は、役務が得られる最低の額でもなく、気前のよい雇用主がモデル的雇用主として振舞うために支払いうる最高の額でもなく、むしろ [当該] 産業において一般的な額とよい役務を得るためのよい給金を支払う必要性とも両方を考慮し、合理人がとるであろう額であること、である。

労働法の一般原則の願いは、その依拠する行政における公務員の集団的願望を強調する目的で、職業アソシアションをめぐる公務員らの団体を正当化

(4) [Poplar 事件とは、一般には、R. v. Roberts [1924] 1 K.B. 514 ; R. v. Roberts [1924] 2 K. B. 695 ; Roberts v. Hopwood [1925] A. C. 578 をさす。ここでは、第3の Roberts v. Hopwood を指している (RIJT 112)。]

するために、よりしばしば反対の立場から主張された。ここから生じたのが、RIJT pp. 152-169 に引かれたフランス諸判決である。すなわち、コンセイユ・デタの 3 判決および——破毀院連合部により移送され、移送判決に拘束されて言い渡された——Poitiers 控訴院判決である。これらのテキストは友誼的アソシアシオンを結成する権利 (loi du 1er juillet 1901)——公務員に認められる——と職業組合を結成する権利 (loi du 21 mars 1884 と loi du 12 mars 1920)——公務員に対して否定される——との間のビザンティン式区別の微妙な帰結を演繹するのにもたついている。われわれは、明らかに以下の公役務の組織に関する 2 つの前後する見方を仲裁しようとするキメラ的目的を追求する司法的繁文縟礼に直面している。すなわち、その一方はかつて禁止を命じ、他方はこんにちコルポラティブなアソシアシオンの承認を命じる。これらのなじみのない構成は、フランス判例史上、労働法上の——少なくとも部分的——保護の獲得に向かう公務員らの勝利の行進を押しとどめるためのこの判例の最後の、かつつかの間の努力のしるしである。

われわれは、RIJT をつうじて、労働法の警察的規制の一部が自らの帝国のもとに、孤立して労働する職人と小雇用主——自らの家族や臨時雇のほかに助けを用いない——を服せしめようとしてもたらず名人芸をも跡づけることができる。1925年度の判例の検討によって書きとめられているのは、Stettin の上級ラント裁判所の一判決 (p. 68)——これは、これらの小雇用主はパン屋における夜間労働の保護に関する 1918年11月23日ドイツ命令に服せしめられることを宣言した——とともに、同時に、フランスの 3 判決 (pp. 202-206)、すなわち 1 つは破毀院、2 つはコンセイユ・デタのすべて 1925年 7 月 17 日の判決——日曜日の休息の遵守を保証するための 1923年12月25日フランス法律を適用して出された日曜日閉店の県知事命令に [小雇用主が] 服せしめられることを宣言した——である。ドイツとフランスの判例のこれら一致した諸点は、すでに、——ハーグの常設国際司法裁判所が 1926年 7 月 23 日に以下の問題に肯定的に答えた——勸告的意見への道を準備していた。すなわち、「国際労働機関は賃労働者の一部の保護を保証するために、付随的

に雇用主の個人的労働さえも目的とする規律を形成し、提案するための管轄権をもつか」、という問題に対してである。

労働法の諸方法の企業の領域へのはるかに広範な浸透は、雇用主らのおかれた以下の必要性の影響下に生じ、労働者の団結によって雇用主らの行動自由に向けられた脅威に対して、こうしてできるかぎり抵抗するのである。みずからこれら労働者の団体の集団的交渉のプロセスを模倣し、その成員らを同じコルポラティブな規律のもとに服せしめる、という必要性である。民法から次第に労働法の多くの章を解き放ってきたのと同じ諸原因が、反作用によって、経済的連帯の諸要求のまえにおいて個人を同様に重んじなければならぬという強制から生まれた、新しい諸章の商事法領域における解放をもたらした。労働法はこのようにして本来的な3つの大きな部分に分解されるにいたる。[第1に] 労働者らのコルポラティブな活動の法、[第2に] 雇用主のコルポラティブな活動の法、そして[第3に] これらコルポラティブな活動の衝突と結びつき、およびこれらの活動の作用が導き支配する個人の諸活動の作用が引き起こす諸問題によって構成される中心的部分である。

以上のようにつぎつぎと拡大することによって、労働法は民法ととまったく同じように公法との密接な関係にある。

民法との関係。労働法はおもに民法の枠内で、とはいえ、民法の諸伝統に抵抗しつつ、これらを抑圧しつつ、これらを押し殺しつつ、発展した。労働法の獲得物のそれぞれに直面して、この獲得物が歪曲したはずである——*シヴェル・ロー*にも*コモシ・ロー*にもいとしい——もろもろの原則がある。すなわち、労働と商業の自由という民法的 *civilistique* 観念は、職業組合法の法認に直面した。そして、「フォートなくして責任なし」原則は労働災害に関する法律に直面した。両当事者の主権的法律において法律によって形成された合意の定立は、労働の期間、条件、賃金の支払い方法に関する規律に直面していた。第三者に対する効果をもたらすのに契約は適していない、という主張は、労働の集団契約 *convention collective* に直面していた。

民法上の、相呼応するもろもろの観念に対して、こんにち、労働法上の責

任、契約、債務、動産所有権の——例外的なほどに経済的に重要な所有権の、すなわち企業または事業所有権、商業所有権および工業所有権の——固有の觀念が対置されている。労働法は、家族に関する特有の理論の諸要素を構成し始めさえしている。既婚女性による収入の自由な処分に関する法律について想起するのは余計なことである。むしろ労災死亡事故における年金を要求することができる人々のリストを決定する人々、そしてこれらの者をリストに加える要件を参照しよう。これらの者は、同一の一般的タイプのうえにきずかれ、[とはいえ] 国ごとにいくらかの重要性をもった相違なしとしない。この分野における労働法の最近の傾向の特徴として、イギリスのもろの労働者災害補償法 *Workmen's Compensation Laws* を引きたい。

1906年法はその13条で、まず、補償請求権は「死亡時に労働者の家族成員のうち、完全にまたは部分的に当該労働者の収入に依存していた者」に与えられる、と宣言する。つぎに、法律は述べている。「家族成員はここでは妻または夫、父、母、祖父、祖母、義父、義母、息子、娘、孫、兄弟、異母兄弟をいうものとする」、と。[これは] 配偶者が第一位に来る労働者家族の定義 [である]。この定義は直系尊属に続き、もはや兄弟しか含まない。そしてその他のテキスト (RIJT pp. 140-141) は、非嫡出子は嫡出子と同順位に置かれることを示しつつ、これを補完する。*Workmen's Compensation Act, 1925* の第4条第1号はこれらさまざまな人びとに対して承認された権利の性質をつぎのように強調し終えている。すなわち、これらの者のうち、何人も、「その生活条件にある人に適した生活の通常の必需品を入手するために事故被害者の収入に部分的に依存する」かぎりにおいてだけ、この権利を行使することを許される、と。

その経済的基礎を通じ、その拡大範囲の狭さを通じ、これを一体のものにする結びつきの不安定性を通じ、労働法上の家族は、フランス民法典のブルジョワジーの家族よりむしろソビエトロシアの諸法典に書かれた家族のほうにより近づいている。

さらに労働法は、これら新しい諸理論の形成において一方では経済生活の

圧力により、他方で公法の反動によって導かれている。

憲法または公法との諸関係。これらの諸関係はとくに合衆国とドイツとにおいて明らかである。しかし、これらの関係は、これら両国のそれぞれで特有の仕方では異なっている。

合衆国において憲法は社会改革立法がしばしば適用をみるために抜くべき、——かつつねに抜くに至らない——第二の塹壕線である。これらの立法がコモン・ローの諸伝統によって与えられた第一の防衛線を越えたときは、である。連邦憲法は、自然法学派の個人主義教説が支配した当時書かれたから、個人の諸権利の司祭的テキストを含む。これは1868年の第14修正によって強められ、ここから裁判所の解釈は一連の障害物を際立たせた。すなわち、契約から生じた債務の効力を弱める抗弁、所有権と自由——産業企業の処分の自由と経済的行動自由を含むものと解された——、階級立法を排斥するものと解された法律の前の平等 [がそれである]。これらの障害にぶつかって、労働立法はしばしば打ち砕かれた。[たとえば、] 戦前のもろもろの労働者災害補償法 *Workmen's Compensation Laws* や労働日の法律による制限、そして最近では最低賃金法や労働関係の強制仲裁法のように、である。

1919年8月11日のドイツ憲法は、アメリカ憲法の正反対のことをした。「社会民主主義」の教説の影響下において人民革命の直後に打ち立てられ、この憲法もまた、権利宣言を含み、この宣言のなかに経済的権利および労働に関する憲法上の権利に關する章を含んでいる (151-165条)。とはいえ、法に関する連帯主義のヴィジョンによって靈感を吹き込まれ、以下の任務を帯びていた。すなわち、[第1に] 広範に個人権の集団権への従属を保証し、[第2に] 労働法に先立つ獲得物を——その他の獲得物をさらに準備しつつ——強固にし、[第3に] 企業の専制的組織を、使用者のもとにおける被用者の永続的代表性の存在にもとづく、賃労働者と雇用主との間の協力の体制によって取って代える、という任務である。ワイマール憲法の以上の見方は、——たとえば1920年2月4日の企業経営協議会法、1918年12月23日労働協約令、1923年10月30日・12月10日・29日労働調停委員会令その他多くの

Hœniger-Wehrle (Arbeitsrecht, 7e édition, 1927, Mannheim, Bensheimer) の便利な集成に集められた同じレベルの立法文書のような——労働立法のしばしば大胆なテキスト中に実務上の実現をみている。RIJT において「労働者の企業参加」の章のもとに一まとめにされた判決文は、これらのテキストがことに1919年憲法第165条に由来する経営協議会に関するもろもろの法律がこれらに靈感を与えた精神に十分に適合した精神においてドイツの裁判官によって1925年に実務に受け入れられ適用されたことを示している。

労働法と公法との諸制度の間の同じ公式の一体化は、その後イタリアにおいて集団労働関係の組織に関する1926年4月3日法によって実現され、これは1926年7月1日命令によって補完された。この法律は労働組織の機構をファシスト国家の事実上の憲法の基本的部品へと転換し、被用者と使用者の職業団体の存在を政府の許可にかからしめ、これらの団体にすべての使用者、被用者、工場・知識労働者——たとえ加入していなくても、そのために団体が構成された範疇に属するならば——その集团的利益を代表する資格を与え、これらに対して、ことに、これらの者に一様に、強制的協約を妥当させる資格を承認した。その第13条によって控訴院に労働裁判権——すなわち「労働に関する集団関係の規律に関する争訟」を解決する権限をもつ裁判権——が設置されることによって、この法律は、ファシスト国家に対して労働法の発展に対する強い権限を与えたのである。

労働法がイギリスでもフランスでもベルギーでも憲法の同一の支線に服していないとしても、すでに公法の十分に際立った色合いがある。トレード・ユニオンの、職業組合的組織は、そこでは一国の経済憲法の本質的な要素の一つになっている。人びとは、ドイツ (RIJT, pp. 25, 37) におけると同じ困難に出会う。[この困難を生じるのは] この組織に開かれた経済活動と公法がこれを引き離そうとする政治活動との間の境界線 (RIJT, pp. 209-210) を定義するために、とくに尊重するためにである。

ゲルマン・ラテンのシヴィル・ローとアメリカのコモン・ローとの関連で、労働法はローマ法史において法務官法が市民法との関連で演じた役割に

比較しうる役割を果たす傾向にある。すなわち、衡平法の役割は厳格法への継続的侵食によって展開し、新時代の法的希望を没落期に入った経済体制の法律的諸制度に対して対置する。この新しい法は、集産主義的精神と国際主義的気質をもち、不断にその活動領域を拡大し、その影響力を労働者の新しい範疇に拡大すると同時に、法的関係の新しい範疇に拡大する。その精神は、このこと自体によって一般判例の総体のなかへと次第に広範に注入されていくべき運命にある。

とすれば、労働法の精神の特徴と形成のもろもろの方法の際立った特徴は、どんなものだろうか。教育的解説の明快さの要求に応えるために、私はこれらを4つに還元したい。

第1の特徴。第1の特徴とは、法理判決 *jugement en droit* を犠牲にしつつ事例判決 *jugement en fait* が展開していることである。そこで問題であるのは、法の他の分野ではすでに明白であり、しかし労働判例においては他のどこよりも豊かさを獲得している一現象である。多くの諸国で全部または一部において被用者と使用者の代表から構成された裁判所または行政委員会のこの判例の形成に対する参加のゆえにである。その教育および選挙による選任のゆえに、彼らは上級審の判決 [による審査] よりもむしろ、司法判断適合性 *justiciables* の審査に対してより敏感である。これら急ごしらえの裁判官は自らが判決する理由を隠す必要性を感じるものがなく、民法の厳格さに反抗するときには、その大胆さを法律論のしっくいのもとに覆い隠す労をつねに取るわけではない。

イタリアの労働審判所 *probiviri* 判決に目を通すことによってはっきりすることができることは、RIJT が集団契約という章のもとに一まとめにするものである。これらの判決は、1925年に言い渡された。この当時に、労働協約はまだ民法の公式的帝国のもとにとどまり、とはいえ、世論の強い一潮流はすでにつきを要求していた。すなわち、「圧倒的多数派によって受け入れられた」職業的合意は「社会連帯がないために同意を与えることを拒んだ者らにとってさえも、法鎖である、と考えられる」(RIJT, p. 242)。その産業

および地域に、——物価手当であれ有給休暇であれ、週休のための交代制勤務表であれ——を導入する、という協約を適用するのに反対し、その態度を正当化するためにこれら協約に署名していないし、署名した組織の成員でもない、と述べる孤立した雇用主に対する請求を受け、*probi viri* の審判員ら *collèges* は時として、民法のルールに屈服している。このルールの下では、利己主義的なこれらの雇用主は保護を受ける。とはいえ、このルールの不公平さを示しつつ、そして立法による改正を願いつつ判決を言い渡している (RIJT, p. 242)。しかし、同様にときとして、イタリア民法1130条——これによると、「合意は当事者らの間でだけ効力を有する」——を想起したのちに、審判員はこの規定の權威を、つぎのように述べることによって、まぬがれる。「事案の具体的状況によって、衡平のより緩やかな適用が許される」と述べ、または協約を「当時の諸要求によりよく応えるものを示すルール」として扱う (RIJT p. 245) ことによって、あるいはまた職業的慣習を明らかにするものとして扱う (RIJT p. 246) ことによってである。ここに、肩を並べて、衡平法を表現する機関による、厳格法の慣習による法令空文化による *désuètes* 解決に反する反作用の自然的仕方が機能するのがみられる。すなわち不平を言いつつ適用し、謙讓の身振りを示しつつ [適用を] 排除しているのである。

フランスでは、労働審判所が上級の裁判所における世論の代弁者という同じ役割を演じている。このようにしてたとえば彼らの判決はいくらかの執拗さとともに、以下のような民事判例の伝統に反して [出された] 司法判断適合性の異議を表明してきた。この判例は就業規則という使用者の權威を労働協約という代役に変容させた。この協約はしかし事実において、その否定または正反対である。RIJT pp. 190-192 に、3つの事件が一まとめにされているのを見出す。これらのなかで、労働審判所は、不当に思われ、あるいは対応する協約の通例の規定とはあまりに著しく矛盾するように思われる就業規則の規定を適用することを拒み、そしてこれらのなかで審判所の判決は、最上級審で、民法1134条の名において、かつ契約自由の相応の尊重を理由とし

て破毀されている。年ごとに激化するこの対立のなかで、穏健な民衆裁判官らは最後の切り札をもつだろう。なぜなら、法の、事実に対する反抗は、けっして永続しないからである。そしてもし職業裁判官があきらめて、遅れずにこれにブレーキをかけたり和らげたりするとすれば、このとき立法者こそがこれをもっと急に止めるために介入するのである。

第2の特徴。第2の特徴とは、判決のもろもろの要素のあいだで、社会経済的ファクターが支配的である、ということである。事案の経済的探求と諸利益の衡量 balance が占めるのは、この支配的地位である。ここで問題は、法解釈の一傾向であり、その影響力は労働立法の範囲を超えてすら感じられている。なぜなら、Roscoe Pound の弟子らによって *Harvard Law Review* 中で、また私の協力者らによって *Bibliothèque de l'Institut de droit comparé de Lyon* において利益衡量の定義に関して与えられた実務的例証は、労働法の外側——どれだけしばしば接点をもつとはいえ——の領域から引かれているからである。しかし、労働法は、利益衡量の裁判による取り扱いを観察するために、ずば抜けてもっとも有利な分野である。なぜなら、判例の経済的基本構造は地面すれすれであるように思われるからである。

一連の外的諸力——補完的に秤皿の均衡を変更しえ、私が労働法の諸方法の特徴づける第3の特徴を描き出すことによって再発見する——の介入によって作られた抽象、すなわち利益衡量は、抽象的諸利益のあるつり合わせ *equilibrage* を含んでいる。[すなわち、] 賭けられている事件の具体的なもろもろの所与へのこのつり合わせの適応の作業によって追求されたつり合わせである。この利益衡量は、当事者らの問題となっている諸利益の比較から出発する。これらの当事者らはその個別性においてではなくその公的資格において、抽象的人格を代表するものとしてとらえられている。この人格とは、たとえば使用者と被用者、保険者と被保険者、生産者、卸、小売業者である。まずこの衡量はつぎのことを要求する。[第1に]、争いあう2つの総称的活動が行われるもろもろの条件を探求すること、[第2に] これらの活動のそれぞれについて他者との衝突が引き起こす損害の範囲を決定するこ

と、そして [第 3 に]、一方に対して相当な犠牲をもたらすことなく、かといって第二次的利益を他方に与えないような注意をもって、それらの作用を調整すること、である。けれども、この第 1 のつり合わせは判例の分類と指針 directives しか与えない。衡平にかなった具体的判決に導くためには、このつり合わせは、—— Georges Cornil 氏がその『私法 Droit privé』 pp. 140-141 で「私権の裁判による個別化 l'individualisation judiciaire des droits privés」と定義し、そして正当にも「⁽⁶⁾ 刑罰の個別化」が刑事裁判に対して課する任務に近づけた——、サブグループの利益や個人の利益の重量計測という、より綿密な作業によって補完されるべきである。

あまりに抽象的に過ぎる以上の叙述を明らかにするために、私は、期間の定めのない労務賃貸借 [雇用] における使用者による被用者の解約告知の題目から一例を借用したい。この題目は、労働契約の精神のつぎの進化をよりよく跡づけることができる題目の一つである。すなわち、民法 1780 条のもともとのテキスト——くだんの労務の賃貸借は一方当事者の意思によっていつでも終了し、それゆえ使用者はいつでも彼にとって都合のよい速さでもって被用者を解雇することができる、と定める——から出発し、フランス 1890 年 12 月 27 日法のためらいがちな反動——「にもかかわらず、この解約は損害賠償を生じうる」というあいまいな用語で述べる——を経て、ドイツの 1924 年 2 月 4 日の経営協議会法 84 条に含まれた、濫用的告知を理由とする損害賠償の発生原因の注意深い列挙にいたる。この 84 条の規定は、おそらくヨーロッパ法の一般的運動に、——その二次的要素のいくつかによって——先んじている。なぜなら、この規定は、労使協議会や仲裁委員会における濫用的告知に対する賠償請求という、単純化された手続にかかわるからである。この手続は少なくとも 20 名の被用者を抱える企業にその適用を限定していることそ

(5) [Cornil, Le droit privé : essai de sociologie juridique simplifiée p. 141 (1924) は、この語は Gény, Méthode d'interprétation, 2^e éd., I, 1919, p. 213, note 3 に由来することを明示している。]

(6) [Saleilles, L'individualisation de la peine, 2e éd par G. Morin, Paris, 1909.]

のものによって、もっと多くの大胆さをもって規律することのできたものである。

けれども、以上の規定を適用する裁判判決は大まかにはフランスとイタリアの判例の判決と一致している、といえる。[一方] 企業家がその被用者らの数をその企業に対して与えられたつねに変動する採用枠 *debouchés* に釣り合わせる利益と、[他方における、] 労働者の——やはり正当な——その経済的存続を保証することの一次的不能の場合における失業によっておかれる危険に対して可能なかぎり保障されるべき、もろもろの条件と期間とともにのみ告知されることへの利益と [いう、2つの利益] を調和させる努力さえも、[ドイツとフランス、イタリアとで同じである]。この利益のバランスの決定において割り当てられる支配的役割さえも [同じである]。すなわち、第1に、告知の順序の確定における優先の理由として考えられる長さと役務の価値 [の役割]。第2に、企業取引の発展または再編によって、停止または縮小によって、生み出される必要性 [の役割]。この必要性は、雇用主に生じたさまざまな事由 *provenance*、すなわち雇用主の便宜から引き出された事由をもつ告知の正当な理由と等置される。

RIJT, pp. 180-181 へのフランスの寄与は、そして RIJT, pp. 233, 260-261 へのイタリアの寄与は、以下を十分に示している。すなわち、どれほど、これら2つの要素のうち第1の要素の適用が注意深く個別化された考量 *pesées* を要求するか、をである。同様に、雇用の安定性の保証についていえば、人びとは、労働者と使用者、試用期間中の労働者とその試用に耐えた者、経営の職務に当たる者、技術者、資格をもった労働者と単純労働者を同様に扱うことはできないだろう。各産業内部の組織の個別の条件を、すなわち地域と時代に応じて変化する諸条件をも考慮する必要がある。

決定の第2の要素、すなわち雇用主に生じたさまざまな事由の要素は、裁判官に対し、——または労働の経済的裁判に対し——、はるかに精緻な考量 *pesage* を課する、ということは、ドイツのラント裁判所の一連の判決が示している。これらの判決は、重大かつ突然の経済恐慌が即時告知権の正当な

理由となるか (RIJT, pp. 46-47)、またはいつ偶然事または不可抗力によって企業にもたらされた混乱が給与請求権の停止を正当化するか (RIJT, pp. 63-65)、を決めるために、たとえば「ルール戦争」のような事件が問題の企業に対して与える経済的影響の注意深い研究に没頭している。

経済的所与は、さらに、つねに衡量のなかにただ一つ入ってくるわけではない。ときとして、感情的または人道的レベルの諸要素も介入する。これこそは、1925年にドイツとイギリスの裁判所が経済的諸考慮に照らしてだけ裁判した事案の範疇についてフランスで生じたものである。すなわち、結婚を理由とする労働者または被用者の告知の事案である。

同時に女性と男性の労働者を雇用する雇用主は、結婚した労働者を独身の労働者しか雇用しないという、その墨守してきたルールを理由として告知したとき、経営協議会法第87条によって定められた賠償義務を負うか。いな、と RIJT, pp. 45-46 所収の上級ラント裁判所とライヒ裁判所の諸判決は答える。なぜなら、「婚姻の道徳的目的、すなわち妊娠中および出産後の通常の進展に従い、その労働の履行を一部または全部について妨げる状況に、被用者は婚姻によっておかれる」からである。なぜなら、「取引の通常の展開の利益において、単に秩序を乱すことが実現しないようにするだけでなく、適時にこれを回避するための措置を講じなければならないからである。」その管轄内に教育局をもつ地方自治体は行為規範として、取り決められた期間を遵守しつつ、その学校の女性教員が婚姻しその配偶者が生活を保障できるならば、この教員を告知できるか。イエス、とイギリスの控訴院は答えた (RIJT, pp. 98-99)。なぜなら、地方自治体はこの体制を確立することによって、2つの正当な関心に従ったからである。すなわち、[第1に] 既婚女性の劣った職業的効率の考慮、[第2に] 彼女のためにより頻繁な休暇を与えることによって待機時間を短縮しつつ、志願者の規則的採用を保証する願望、である。

フランス労働法典の第1巻第29条は、相対立する [以上2つの] 見解によって靈感を与えられている。第29条はこう定める。「出産前後の期間におい

て、連続8週間の間女性による労働が中断したときは、これは、労務の賃借の雇用者による解約 rupture の理由とならない。[もしこのような解約があったときは、] せいぜい女性のために損害賠償をしなければならない」、と。RIJT の第2巻に現れるはずの2件のフランス判決は、既婚女性に、とくに母または将来の母である女性に対して与えられる保護を損害賠償を与えることによってさらに拡大している。一は上級職にあった被用者に対してである。この者をデパートの店長は妊娠による休暇ののち、かつて占めていた職ほど有利とはいえない職に戻した、というもの [である]。他は、市電の運転士に対してである。この者は妊娠によって生じた継続的不在を理由に解雇された。しかし、この解雇は労働法典第29条によって定められた保護期間満了以前になされた、というものである。

1925年のドイツやイギリスのもろもろの判決とフランスの以上の判決との著しい対照性は、さらに感情的レベルの諸ファクターに [由来するの] と同様に出生に関する国の政策の作用における相違にも由来している。こうして、この対照性は、労働法の精神の新しい特徴にわれわれの注意をひきつける。

第3の特徴。第3の特徴は、労働判例への公序その他の影響のはなはだしい浸透性である。民法という一般的地平上で、まずフランスまたはラテン的公序理論、ドイツ的良俗理論、そしてイギリス的公共政策理論が展開した。私は、イギリスのバージョンの教説に対する選好性を隠すつもりはない。この教説の一般的諸要素は、ラテン、ゲルマン、アングロ・サクソン判例に、——判例のこれらさまざまなグループにおいてやや異なった形式のもとで現れるとしても——、共通している。「公のポリス」という語——ポリスという語の古い理解において受け止められ、公権力の啓蒙的作用をさしている——は、私には、公序に関するわれわれの原初的な概念が——より連帯主義的な社会において開花しつつ——、こうむった変容を大変厳密に実現したように思われる。公のポリスは、——法形成の要素として構想されるとき——一国の社会の指導的機関がその成員の総体の活動を、共通の秩序と福祉の発展の利

益において、刻印づけようとする多様な方向づけの帰結にはかならないからである。労働法の拡大する陽光は、さまざまな、ときには矛盾しあう要素の多様性を感知できるようにした。これらの要素は、法的刺激のこの力の形成へと一致協力する。そして、とくに、この陽光は、公序を取り巻く集合的諸利益の多数のタイプの影響を通じて、法的均衡へと影響する諸力 *les pesées* をより容易に観察することを可能にする。

RIJT によっておこなわれた初めての判例の一年分の検討は、すでに労働裁判所に突きつけられた諸問題に決定を下すために、両当事者の諸利益と競合する、これら集合利益の大部分を強調している。

まず第 1 に、——当事者のおのおの、たとえば労働者、雇用者が属する——自然的団体の成員らの一般利益、および社会学的実体においてとらえられたこれら団体それ自体の利益がある。職業団体、産業部門、職業 [がそれである]。この利益の名のもとにこそ、ドイツの労働裁判所 *Gewerbegericht* (RIJT, p. 48) は、ある労働者に対していくつかの営利的職業において有給休暇を受ける権利を認めなかった。この有給休暇に対して、彼は、その企業の慣行を理由として、またはこの企業を規律する協約を理由として、権利をもっていた。そして、この利益こそは、1925年3月27日のコンセイユ・デタ判決がフランスの1923年12月23日法の適用について保護しようとしたものであった (RIJT., pp. 204-205)。本法は県知事に対して、「週休の様式に関する雇用主の職業組合および労働者の職業組合の間の合意に従い、この休暇期間中の所定の職業または地域の施設の公衆に対する閉鎖を命じる権限」を与えた。判決はこう判示している。すなわち、「くだんの職業において複数の雇用主組合または複数の労働者組合が存在するときは、閉鎖命令の基礎として役立つために必要とされるこの合意が現存の組合の満場一致を集めることは必要ではない。[そして、] これに賛同する組合は、事実上、各範疇において利害関係者の最大多数を代表していることで十分である」、と。コンセイユ・デタは、以下の希望によってこの判決を理由づけていた。すなわち、「どれだけ弱くても、少数派の反対が利害関係者の圧倒的多数の意思を妨げ

る」ことを防ぐ、という希望によってである。いいかえれば個人利益の利己主義を職業の一般利益に服せしめる関心によってである。

[第2に] 以上の自然的団体の利益のほかに、反省され意思されたアソシアシオンの利益が加わる。このアソシアシオンは、職業団体の内部に形成され、これを代表し規律する。いいかえれば職業組合、トレード・ユニオン、労働組合 Gewerkschaften、および雇用主らの職業アソシアシオンである。この利益への関心こそは、1918年12月23日ドイツの「労働協約 *contrat de tarifs*」に関する命令によって、および「労働の集団諸関係の法的組織」に関する1926年4月3日イタリア法律によって、以下の問題に対して与えられた諸解決を指示したのである。すなわち、「労働に関する集団契約によって規律された者らは、個別的合意により、集団契約によって課せられた労働に関する諸規律と諸条件を破ることはできるか」である。否、とドイツ命令の第1条は答える。これら改廃的条項は効力をもたないものとみなされ、2つの場合を除いてその改廃しようとする集団契約の条項によって置き換えられる。すなわち、第1に、集団契約そのものがこれら条項を認めるとき、第2に、集団契約が、労働者に有利であり、かつ集団契約によって明示的に禁止されない修正を導入する傾向にあるとき、である (RIJT. p. 54)。1926年7月1日のイタリアの命令は1926年4月3日法を施行するものであるが、ドイツの命令の例に倣っている。すなわち、改廃を生じる諸条項が「労働者に対してより有利である」場合のために、——同一の禁止と同時に——同一の例外を繰り返すことによって、である。RIJT (pp. 168 et 187) に引かれる2つの判決は、フランス判例が逆方向の解決に方向づけられていることを示すように思われる。しかし私は、この判例は確立からは程遠いと思う。そして私は、集団契約のメカニズムと存在理由のもとと注意深い研究は遅かれ早かれ、フランス判例を、ドイツやイタリアの立法に引き続き、この題目について職業の組織団体の集団的諸権利を承認する結果に導くことを疑わない。

以上の2つの利益を——同一の企業において協力し、ここからその存在手段を引き出した人々によって形成された——自然的団体の利益に近づける必

要がある。いいかえれば、RIJT, p. 66 へのドイツの貢献が「企業の共同体」と呼ぶものである。そしてこの同じ貢献が企業の集団利益のもとで示すのは、もっと制限された——法的考量 *pesée* においては無視できない——豊かさをもつ、もうひとつの集団利益が作用し、対立しあう、ということである。すなわち、——ときには団結し、ときには区別され、ときには対立しさえする——企業の労働者の要素と「被用者」の要素と (pp. 61-63) である。[それは] 同じ企業のなかで働くさまざまな職業団体を代表する利益である (pp. 55-57)。

これらさまざまなタイプのコルポラティブな利益を超えて、両者の間のはしごおよび社会全体の一般利益として、RIJT へのドイツの寄与は、最後に、「労働者階級」の集団利益を位置づけている (pp. 48, 57, 67, 79-81)。しかし、この調子は、ドイツ判例に特有のものでもある。ちょうど合衆国裁判所の憲法判例にとって労働立法に対して階級立法の違憲性への依拠が特有であるのと同じように。

第 4 の特徴。第 4 の特徴は、法の厳格かつ機械的なルールよりは司法の柔軟な *stansdard* または指針 *directives* により広範に訴える、という労働判例の傾向である。この最後の特徴は、先例に密接に結びついている。なぜなら、フランス行政法の自他ともに許す権威者 Maurice Hauriou は 1926 年に *Revue trimestrielle de droit civil* に *Police juridique et fond du droit* という題目のもとに刊行された、めったにない深みをもつ論文でこう述べているからである。すなわち、法的 *stansdard* と *directives* はあらゆる法システムの公序または公共政策の諸要素を適用するための不可欠の用具である、と。そして、*Bibliothèque de l'Institut de droit comparé de Lyon* の第 10 巻への導入をなす法的ルールと法的 *stansdard* に関する示唆的比較研究のなかで、設立間もないカイロ大学の優秀な教授 Sanhoury は以下を示している。すなわち、もし法のあらゆる章のうちにこんにちルールと *stansdard* の何らかの混合物 *alliage* があるとすれば、不変かつ自動的なルールは法的諸関係に対して保証される安全の必要性が、その法的規律の絶対的安定性に

よって、法の経済生活の運動への適応を管理すべき必要性に勝る場合にはつねに支配的要素であり続ける、ということ、しかし反対の配分 dosage は徐々に、これら必要性の第2のものが第1のものをしのご場合に作用する傾向にある、ということ [を示したのである]。ところで、労働法——いいかえれば増大の進展のただなかにあり、活性に満ちた法——は、アメリカの憲法判例やフランス行政判例ほどには鋼鉄のようなルールに封じ込めることには適していない。アメリカの憲法判例から、Roscoe Pound は法的スタンダードの社会学理論の最初の例証を引き出した。[しかるに] フランス行政判例は Maurice Hauriou に対してルールとスタンダードまたは directives とのあいだにある歴史的諸関係に対する見通しのあれほどに印象的な証拠を与えたのである。だから、彼は、スタンダードに関する主要な下絵を構成したのである。

しかし、私はここで以下の諸問題に言及したい。これら諸問題は、フランス語のごく最近の、かつ大変確かな研究の対象を形づくり、法解釈の以下の一般的運動に結びつく。この運動は、Georges Cornil 氏の法社会学の書物やその最良の弟子らの何人かの仕事のなかであまりに力強く強調されているから、私は、ことにブリュッセルの聴衆の前では、これらの仕事の再検討を軽率さを回避しつつおこないたい。さあとりかかろう。

以上で以下のように提示したばかりの顕著な4つの特徴を私が——根本においていくらか人為的に——区別したのは、分析の努力によってにはほかならない。4つの特徴は、労働判例の精神の特有の特徴としてではなく、前衛的法分野の特質を刻印づける特徴として提示され、法の真に生き生きとしたあらゆる分野を貫くはずである、いくつかの道において今日すでに乗り出している。これらの特徴は互いに関連し、かつ交錯している。これらは同一の現象の多様な側面に過ぎない。すなわち、法は、社会諸科学によって浸透されつつある、ということ。判例法 loi judiciaire の新しい諸部分の形成において、伝統主義的技術の諸ファクターと純粹論理の議論との影響が、社会経済のもろもろの所与の影響のまえに後退しつつある、ということ。骨接ぎの権

威主義的な経験主義は、社会臨床にふさわしい諸事実の観察という根気強い努力によって徐々に置き換えられつつある、ということ。機械的判例の方法に対して判例を経済諸科学の実務的適用の諸分野の収斂の焦点にする傾きをもつ方法が挑戦しつつある、ということ [である]。

これは同一の人物 [Cornil か] が同時に、かつ同じ見事さをもってブリュッセル弁護士会長と政治経済学の国際雑誌の編集長の職務を果たしうような時代の兆しではないか。日々増えつつあるのは、こういう法学者である。すなわち取引法の総体の発展のために、もはや経済学者の協力なしで済ませることはできず、または彼らの助けを望まないのであれば経済的素養の強固な基盤を作り出す必要がある法学者である。

国々のあらゆる判例において同様に生じつつある内在的なこの進化は、その結果として、これを比較法の、統一を目指した活動に対して、より接近可能なものにする。なぜなら、経済的素材——手続的料理の一国の古い調理法に取って代わる——は、一般に、国際的価値をもつ素材だからである。同じ問いが、もろもろの発明が取引実務にもたらした余波として、さまざまな諸国の判例に投げかけられてきた。発明とはたとえば、鉄道とか自動車、電信、電話、映画のようなものである。あるいはまた、判例をまえに航空輸送とかラジオ放送の発展によってさらに投げかけられてきた。協同組合や生産者・流通業者の団体の活動の多様な形式、契約の新しい類型、商業組織の構想または価格政策、資本の投資または報酬のもろもろの方法は、その最初の実験がおこなわれた諸国に長らく閉じ込められはしない。そして、その他多くの原因が法技術の論証的な作業によって、各国の法の間に作り出された、もろもろの対立が、各国法が共通して直面してきた経済的諸現実のより明晰な理解によって一掃される、ということになる。

比較判例は、それゆえに、活動の本来的手段に事欠かない。しかし、比較判例はまだこれらの手段を利用するにはあまりにわずかの数の従事者しかもたない。ここから私の結論が生じる。

私はブリュッセル自由大学における滞在について、その事務局、教授ら、

学生らにおいて見出した心温まる歓待の思い出を申し述べたい。この歓待は私の経験中の最良のものであった。とはいえ、私はこの滞在は私の大学における活動が捧げられてきた大義のためにも有益でありうる、ということ、そして、法の国際科学の将来に対する私の熱烈な信念を聴衆の何人かの人々に伝える機会を与えてくれた、ということ望んでいる。人々はすでに半ば納得していることについてしか、教区を変えないということを私はよく知っている。しかし、——学生がSDN [国際連盟] のための大学グループを設立した——ある大学において、かつ *Institut de droit comparé de Bruxelles* の近くにおいて、私の科学的宣教に大変よく準備のできた地を見出した、ということ私を疑わない。このグループは、巧妙かつ根気強い活動の一範型として引用されるに値する。[しかるに、] 比較法研究所は、1908年に生まれ、同じ名をもつ大学研究所への道を開拓した。比較法研究所は [第1次] 大戦以来、世界の重要な部分に、少なくともラテン・ゲルマン世界の主要部分において、増大しているのである。